

平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議 議事録

- 1 日 時 平成25年6月7日（金）10時30分～11時50分
- 2 場 所 第1特別委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議事内容

【開 会】

（司会）ただいまから、平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議を開催いたします。開催に当たりまして、本会議の議長であります村田副知事より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

（村田副知事）皆さんおはようございます。会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この推進会議におきましては、昨年度、これまでの方針等の全面的見直しを行い、新たに、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」を策定したところであり、「食の安全」と「食の安心」、そして「食品中の放射性物質対策」の3つの柱を基本施策として位置付けまして、基本理念である「ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現」に向けて取り組むこととしたところであります。

特に、「食品中の放射性物質対策」につきましては、現在でも、若干ではありますが、基準値を超過するものが見受けられますので、徹底した検査の継続と測定結果の迅速な情報発信、さらにはリスクコミュニケーションなどによりまして、引き続き、県民の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

本日の会議では、昨年度策定したプログラムの平成24年度事業の実施状況などを議題としております。皆様には活発な議論をお願いいたします。よろしく願い申し上げます。

（司会）それでは、これからの議事進行につきましては、議長にお願いしたいと思っておりますので、村田副知事よりお願いいたします。

【議 事】

議題1「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱」の一部改正について

（議長：副知事）それでは議事に入りますので、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。まず最初に、議題1の「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱の一部改正について」、事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課長) 資料1をご覧ください。議題1の「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱」の一部改正について説明いたします。

今年度、環境放射線モニタリング体制の強化を目的といたしまして、「原子力安全対策課」の課内室に「放射線監視室」が新設されたことに伴い、当幹事会の構成員のうち、「原子力安全対策課長」を「放射線監視室長」に変更したものでございます。「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱の一部改正」の内容は以上でございます。

(議長) ただいま説明につきまして何か御質問等ございますか。

(意見等なし)

(議長) 特にないようですので、これで御了承いただきたいと思います。

議題2「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について

(1) 平成24年度事業の実施状況について

(議長) 続きまして、議題2に移ります。「ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて」ですが、まず、「(1) 平成24年度事業の実施状況について」事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課長) 資料2をご覧ください。議題2の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて」の「(1) 平成24年度の実施状況について」説明させていただきます。

○ 実施状況の概要について

昨年度実績の説明でございますが、はじめに、実施状況の概要と基本施策1、基本施策2の実施状況につきましては、私から一括して説明させていただきます。ここで一度、委員の皆様から御意見等を頂戴したいと考えております。その後、本プログラムの要である、放射性物質対策に関する基本施策3の実施状況について、関係課長等から事業順に説明させていただきます。

それでは、まず、実施状況の概要についてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。

基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として52事業を予定しており、そのうち50事業について実施いたしました。成果目標の達成状況は次の2及び3ページに記載しておりますが、基本施策1では、17の目標を設定しております。そのうち12の成果目標については、策定時の現況値と同等又は改善されてい

るという状況でございます。

次に、基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、計画どおり14事業全て実施いたしました。成果目標は4つ設定しておりますが、具体的取り組みが平成25年度から実施される1つの成果目標を除く、3つの成果目標については、全て、現況値より改善されております。

次に、基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業9つを含む31事業全てを実施いたしました。成果目標は2つ設定しており、いずれも現況値と同等又は改善されており、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品数が減少するなど、県民の健康保護に向けた取り組みを展開いたしました。

続きまして、取組の一つである放射性物質検査の主な状況について、下段の表をご覧ください。県が実施しました県産農林水産物の主な品目と加工食品の検査状況でございます。

左側が平成23年度まで、右側が平成24年度の件数、割合を示しておりますが、平成23年度までは暫定規制値、24年度からは新基準値の適用となっております。

平成24年度の状況をみると、玄米については、全量全袋検査を実施した結果、基準値を超過したものは1030万点のうち71点のみとなっております。また、野菜・果実についても、ほとんどが基準値以下となっており、畜産物にあつては、基準値を超過したものはありませんでした。その一方、山菜や水産物については、1割程度が基準値超過となっております。

また、加工食品については、基準値を超過したものが62件ありましたが、そのうち、55件があんぽ柿等の試験的加工品でありました。

次に、2ページをご覧ください。プログラムにおいて掲げました成果目標と平成24年度実績の一覧でございます。

基本施策1においては、17指標のうち5指標が現況値より悪化しております。不良食品発生件数についてみると、⑯が全体の不良食品発生件数でありまして、平成24年度実績が44件と、現況値より若干減少いたしましたが、⑩の食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数については、現況値4件に対して12件と増加しております。これは、小規模店舗における表示違反などによるものでございます。なお、基本施策1の不良食品発生件数には、放射性物質によるものは含まれておりません。また、⑬JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率も悪化しており、不適正な食品表示が見受けられております。

次に、3ページの基本施策2と基本施策3につきましては、先ほど申しましたとおり、すべての指標について、現況値より同等又は改善しているという状況でございます。

概要等につきましては以上でございます。

○ 基本施策1の実施状況について

次に、基本施策1の実施状況について説明いたします。4ページをご覧ください。基本施策1については、旧プログラムにおいても実施されている食品の安全確保に関する事業でございます。

「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、No.4有機栽培等の推進において、専門知識を有するコーディネーターを活用したほか、No.5死亡牛のBSE検査においては1,749頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認いたしました。また、No.2GAP推進やNo.6安全・安心きのこ栽培の推進においては、それぞれマニュアルを策定し周知するなど、安全な農林水産物の生産と供給に向けた、7事業を実施いたしました。

次に、「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、No.1食品製造・加工に関する技術相談を2,049件実施したほか、No.2HACCPの推進においては129回の監視を実施するなど、3事業実施いたしました。

次に、「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、No.1農薬適正使用の推進において、農薬使用者等研修会を2,276回実施し42,386名に参加いただいたほか、No.3魚類防疫指導を40回、No.4貝毒検査を11回するなど、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、No.5水産物産地市場衛生管理指導につきましては、全ての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため、実施することができませんでした。

次に、「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」でございますが、「平成24年度監視指導計画」に基づき、No.1食品製造施設について、6,296施設、No.2食中毒防止対策として、旅館や仕出し屋、集団給食施設等に対して、4,089施設、監視・指導を実施いたしましたほか、No.4特定給食施設については495施設の巡回指導を行うなど、6事業について実施いたしました。

次に、「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、No.1市場・大型小売店等につきまして、4,500施設の監視・指導を行うなど、3事業中2事業を実施いたしました。No.2卸売市場の品質管理指導につきましては、震災及び原発事故の影響がありまして意識啓発セミナーを開催することができませんでした。

次に、「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、3,393施設の監視・指導を実施し、輸入食品での不良食品発生はございませんでした。

次に、「(3) 食品表示の適正化の推進」でございますが、食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、講習会など、6事業を実施いたしました。概要でもご説明しましたとおり、不適正な表示が多く確認されておりますので、適正な表示に向けた指導の強化を図ってま

いりたいと考えております。

次に、「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、検査の精度管理等に関しましてはNo.1、No.2の事業を実施したほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきましてNo.3、No.4の事業を実施いたしました。また、No.5～No.10までの事業につきましては、「平成24年度監視指導計画」に基づき実施いたしました。また、基準値超過等の検体はありませんでした。さらに、食肉等の検査についてNo.11～No.15までの検査を実施するなど、食の安全確保のための検査としては、15事業全ての事業を実施し、食品の安全性を確認いたしました。

最後に、「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、No.1 残留農薬検査やNo.2 化学物質検査など4事業実施いたしました。No.4 ダイオキシン類の調査では、問題となる値は確認されていないということでございました。

基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上でございます。

○ 基本施策2の実施状況について

引き続きまして、基本施策2の実施状況について説明いたします。14ページをご覧ください。基本施策2については、「食の安心」に関する事業でございます。

「(1) 食の安心に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、No.1 消費者への教育事業においてはテレビ、ラジオによる216回の広報など、No.2 消費生活苦情処理体制の整備においては、711回の食品安全相談、また、No.8の食品衛生講習会においては出前講座を含めて、計553回の講習会を開催するなど、8事業を実施いたしました。

次に、「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、No.1～No.3まで、県内各地において計8回、意見交換等を実施し、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図りました。

次に「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、昨年、11月12日に「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催し、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」等に関する意見等をいただき、対策プログラムに反映させたところであります。

最後に、「(4) 食育の推進」におきましては、No.1 市町村食育推進計画作成について作成市町村が増加するなど、2事業実施して食育の推進を図りました。

以上が、実施状況の概要と、基本施策1、基本施策2に関する実施状況の報告でございます。よろしく申し上げます。

(議長)ただ今、実施状況の概要と基本施策1、基本施策2に関して説明がありました。これにつきまして何か御意見、御質問等ございますか。

(意見等なし)

(議長) 特にごさいませんか。それでは、概要と基本施策1, 基本施策2の実施状況につきましては、御了承いただいたものといたします。

次に、基本施策3について、関係各課及び中核市であります郡山市、いわき市より説明をお願いします。

○ 基本施策3の実施状況について

(環境保全農業課長) 「(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」のNo.1 食の安全・安心の推進(GAPの推進)でございます。これまでもGAP(農業生産工程管理)を推進してまいりましたが、今回、新たに放射性物質を管理項目として加え、県版GAP推進マニュアル、推進方針を作成し、ホームページへの掲載を通じて周知を図りました。活動実績としては、GAP推進マニュアルについて、対象品目が水稻、果樹、野菜の3品目で700部作成し、指導資料として配布いたしました。また、GAP導入推進研修会を開催し、76名に参加いただきました。

(林業振興課長) No.2 安全・安心きのこ栽培の推進につきましては、安全なきのこの生産と供給を促進するための「福島県安心きのこ栽培マニュアル」の普及と併せてGAP(農業生産工程管理)の実践を目的としているものであります。

平成24年度は、放射性物質対策を加えた「福島県安心きのこ栽培マニュアル」を平成25年3月に策定し、関係機関、市町村協力のもと、生産者に普及を図りました。なお、県のホームページにも掲載して、一層の周知と安全なきのこの生産に取り組んでまいりたいと考えております。

(環境保全農業課長) 続きまして、No.3 ふくしま恵み安全・安心推進事業でございます。県ではモニタリング検査を実施して、食品の安全性を確認しておりますが、産地におけるより一層の検査体制の強化を目的として、それぞれの現場における検査体制を構築してきたところでございます。

関係団体とふくしまの恵み安全対策協議会を昨年5月に設立して、県内産地における放射性物質検査機器の導入を支援するなど検査体制を整備してまいりました。整備状況としては、米の全量全袋検査用の機器を199台、園芸品目用の機器(NaIシンチレーションスペクトロメーター等)103台を導入いたしました。検査体制を整備したうえで、検査データをふくしまの恵み安全対策協議会に一元的に集約して情報発信をしてきたところでございます。

(食品生活衛生課長) No.4 食品製造施設の監視指導につきましては、基本施策1の再掲事業でございますが、「平成24年度食品衛生監視指導計画」に基づき、6,296施設に対する監視指導を実施いたしました。放射性物質に関しましても、自主検査の実施などの原材料の安全性確認、さらには、製造、加工場所や器具、機材等の安

全管理などについて、助言、指導を実施いたしました。

ここまでが、(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策でございまして、次に、「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」に関する各事業について、それぞれ説明させていただきます。

(環境保全農業課長) No.1 農林水産物等緊急時モニタリング事業でございます。これは、緊急時環境放射線モニタリングの一環として農林水産物のモニタリングを実施している事業でございますが、平成24年度は、検査点数61,531点、基準値超過については1,106点となっております。

(水田畑作課長) No.2 米の放射性物質全量全袋検査についてであります。県内で生産される全ての米を対象に放射性物質検査を実施し、その結果を速やかに公表してまいりました。検査の実績であります。3月末現在で、1,030万余の点数を検査いたしました。基準値を超過したものが71点、率にすると0.0007%ということになり、超過した米については、市町村等で隔離保管したうえで廃棄処分ということになります。

(畜産課長) No.3 肉用牛の放射性物質全頭検査でございます。肉用牛につきましては、平成23年7月に汚染稲わらの給与が原因で暫定規制値を超える牛肉が出荷されたことから、肉用牛の出荷制限が指示されました。その後、汚染した餌の給与を禁止するなど適正な管理を徹底しまして、県の立入検査で適正と認めた牛のみ出荷する体制を整え、同年8月より出荷を再開しております。その際、消費者の不安も大きいことから、出荷する肉牛は放射性物質検査を全頭実施することとし、その結果を速やかに公表するとともに、放射性物質検査証明書を交付しております。以来、平成23年度は16,205頭、平成24年度は22,401頭、合計38,606頭の検査を実施し、基準値を超えた牛は1頭もございません。本県産牛肉は、いまだ全国平均に比べ1頭10万円ほどの安値となっており風評は続いておりますが、こうした取組により、その差は徐々に詰まってきております。牛肉の安全を担保し、消費者の不安を払拭するため、今後も継続して実施してまいります。

(郡山市(代理:参与(兼)保健所次長)) No.4 豚肉等の放射性物質検査ですが、郡山市では牛を除く豚肉等の放射性物質検査を平成23年度から実施しております。放射性物質検査については、全て国や県に任せるということではなく、それぞれの自治体で取り組めるものは取り組んでいこうという考えに基づいております。食肉については非常に特殊な流通形態で、と畜場を通らないと食肉としては流通しない、いわゆるボトルネックの部分にあたっておりますので、このと畜場で牛を除く豚肉等について放射性物質を検査することにより、流通する食肉の安全を確保するという点と、郡山市にあると畜場を通った食肉については全て安全なものしか流通していな

いという、いわゆる風評被害払拭のためにも貢献するのではないかという観点から検査を実施しております。平成24年度については、6,284検体を検査しております。その結果、豚肉1件、馬肉1件から、それぞれ基準値を超過する放射性物質が検出されておりますが、いずれも食品衛生法に基づく廃棄命令を出して、市場に流通しないような措置をとっております。また、結果につきましては、ホームページ等で情報発信等に努めております。

(自然保護課(代理:自然保護課主幹)) No.5 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業でございます。野生鳥獣の肉の放射性物質について検査しておりますが、対象となるものは主に食料となる鳥獣の肉でございます。イノシシやツキノワグマ等の野生鳥獣の肉の検査を実施し、結果については速やかに報道機関やホームページに掲載するなどして情報発信しております。平成24年度は394検体を検査し、275件が基準値を超過しております。

(食品生活衛生課長) No.6 加工食品等の放射性物質検査につきましては、出荷前又は流通販売段階において検査を実施しております。6,076検体を検査した結果、基準値を超過した食品が65検体ございました。65検体のうち、55検体はあんぼ柿等の試験的加工品で流通品ではございません。ほかの10検体は記載のとおりでございます。なお、基準値を超過していた食品のうち、たけのこ(はちく)については農産物直売所に流通しており、自主回収を行いました。ほかの基準値を超過していた食品は市場流通前に検査を実施しております。

(産業創出課長) 続きまして、No.7 加工食品の放射能測定事業でございますが、県内の食品加工業者が製造します加工食品の自主的な検査を支援するために、ハイテクプラザ(郡山市)とハイテクプラザ会津若松技術支援センターで無料で放射性物質の検査を実施するものでございます。平成24年度は2,413件測定し、基準値超過は3件となっております。

次に、No.8 商工業者のための放射能検査支援事業でございますが、県内食品製造業者の方に身近なところで放射性物質検査を実施していただくという観点から、県といたしまして、県内10商工会議所と26商工会におけるゲルマニウム半導体検出器などの設置を補助しまして、これにより、全県的な放射性物質の検査体制を構築して、平成24年11月から検査を実施しております。活動実績としましては、646件測定しまして、基準値超過はございませんでした。

(消費生活課長) No.9 食品等の放射能簡易分析装置整備事業でございます。これは県民の皆様のご自宅消費野菜などを中心とした食品についての安全・安心を確保するための検査で、県2台、全市町村518台配備して検査体制を整えているところでございます。活動実績でございますが、県及び全市町村で196,817件を検査いたしました。この検査機器は、簡易分析装置でスクリーニングのための検査機器であり

まして、スクリーニングレベルで考える必要がございますので、スクリーニングレベルである50ベクレル/kgを超えた件数が22,498件、総件数に対して11.4%となっております。そのほか、精度管理のための全市町村への現地訪問が累計で826回、検査員の技術レベルを確保するための研修会が9回、延べ479名に参加いただいたところでございます。

(健康教育課(代理:健康教育課主幹(兼)副課長)) 続きまして、No.10学校給食用食材の放射性物質検査でございますが、学校給食の事前の食材検査につきましては、県立学校において17校で検査機器を導入し検査を実施しております。市町村においては、51市町村に対して補助事業を実施しており、検査機器(NaI簡易測定器)を211台の購入、検査員雇用の人件費、試料代について補助したところでございます。

次に、No.11学校給食放射性物質モニタリング事業でございますが、これは事後の「まるごと検査」で、児童生徒が食べた学校給食一食全体にどれだけ放射性物質が含まれていたのか、民間の検査機関委託により、ゲルマニウム半導体検出器を使用して検査を実施したものでございます。希望した26市町村において実施しており、1,962検体を検査しました。1ベクレル/kgを検出限界値として検査を実施し、検出限界値を超えて検出したものが14件でしたが、最大値でも2.5ベクレル/kgと非常に低い値であり、保護者等の安心につながっていると思っております。

(放射線監視室長) 続きまして、No.12日常食の放射性物質モニタリング調査であります。この事業は、一般家庭の日々の食事に含まれる放射性物質の濃度を調査して、内部被ばく線量を推定・評価する基礎資料を得るものでございます。平成24年度においては、県内7方部の世代別に78名の方々に協力いただきまして、四半期ごとに年4回行っております。年代別の人数については記載のとおりでございますが、第3期までの調査の結果では、一般食品の基準値100ベクレル/kgを超えたものは、233検体中1検体で13歳以上の方でございました。なお、放射性ストロンチウムにつきましては、78検体実施して3検体検出されておりますが、原発事故が起こる以前と同等の数値レベルでございました。また、プルトニウムについては、いずれからも検出されていないという状況でございました。

(食品生活衛生課長) 続きまして、「(3)飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」でございます。まず、No.1水道水の放射性物質モニタリング検査におきましては、県内全ての水道水について、319箇所、12,257件の検査を実施いたしましたが、管理目標値を超過した検体はございませんでした。

次に、No.2飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査におきましては、水道水以外の井戸水や湧水など、4,379検体の検査を実施いたしましたが、こちらも管理目標値を超過した検体はございませんでした。

次に、「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」に関する各事業について、それぞれ説明させていただきます。

(消費生活課長) No.1 食の安全・安心アカデミーの開催でございますが、県が主体となって一般消費者を対象に放射能の正しい理解を深めるためのもので、国と県が連携して7市で10回開催しまして、延べ625名に参加いただきました。併せて、食と放射能のシンポジウムも今年の2月1日に開催しましたが、198名の参加でございました。

次のNo.2 食品等の放射能に関する説明会につきましては、県と連携して、市町村が主体となって住民の身近なところで開催するものでございまして、公民館や集会場などで30市町村、合計38回開催し、延べ1,446名に参加いただきました。

(環境保全農業課長) No.3 食の安全・安心推進事業でございますが、放射性物質対策を含めた農産物の安全確保の取組について消費者の理解を深めるために、県内量販店等に協力いただいて、県や県内産地の取組等に関する情報発信やPR、現地視察等の活動を実施していただきました。実施方法としては、事業に沿った取組をそれぞれの直売所や生協、又はスーパー等から計画を出していただき、事業内容に沿ったものを採択して委託するという形式で実施いたしました。委託先は、県内の6事業者(中通り4、浜通り1、会津1)で、1月下旬から3月中旬までの約2ヶ月間実施いたしました。

続きまして、No.4 ふくしま恵み安全・安心推進事業でございます。先ほど、米の全量全袋検査や園芸品目の産地における検査を進めるために検査機器を導入して体制を整備し、さらに、検査データを県の協議会に一元的に集約して公表することを説明いたしました。リスクコミュニケーションの促進の観点で、集約したデータをどのように活用したかについて説明いたします。検査数量を見ていただくと、米が1,030万点超、野菜等が約13,000点と、かなり膨大なデータとなりますが、全てデータベース化して、毎日更新しながらホームページに掲載していく取組を実施いたしました。また、特に、米につきましては、1袋1袋全て違うコード番号が付いております。玄米の段階ではございますが、そのコード番号で検索できるという取組を実施いたしました。

(食品生活衛生課長) No.5 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発につきましては、住民帰還後における飲用井戸水等の使用に向け、使用再開に当たっての留意事項等を記載した資料を作成し、情報提供を行いました。昨年は、川内村に対して、広報誌やホームページへの掲載、さらには、飲用井戸水等検査窓口における資料配付等を実施いたしました。

(農産物流通課長) 次に、No.6 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報につき

ましては、本県がこれまで行った農林水産物のモニタリング検査の結果について、品目別、地域別、地図などの項目から簡単に検索できるシステムを平成23年8月から導入しまして、県のホームページに掲載しているところでございます。また、平成24年8月には、加工食品の検査結果についても追加いたしました。さらには、海外からのアクセスもございますので、英語による検索にも対応するよう変更しております。実績としましては、アクセス者数の1日平均1,486名ということで、非常に関心をもっていただける内容となっております。

(**林業振興課長**) No.7 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動でございます。近年、アレルギー体質とか特定の疾病にかかっておられる方について、従前は有用な食用きのこであったものが、有毒の影響をもたらすというものが出てきております。そういうものを誤って食べないようにする啓蒙活動と、県民の皆様が採取した山菜・きのこ等について、食毒の判別のため持ち込まれたものを各農林事務所や林業研究センターなどで鑑定をする業務を行っております。その中で、県内41市町村において、広報誌、ホームページ、チラシ配布、回覧等により、誤食による食中毒防止と放射性物質の出荷制限等の周知に協力いただいております。それから、持ち込まれました野生きのこの鑑定につきましては、昨年度60件取り組んでおります。さらに、県のホームページにおいて、優秀な食品であったスギヒラタケが中毒症状を出すということで注意喚起を呼びかけています。

(**食品生活衛生課長**) No.8 食品衛生講習会の実施につきましては、基本施策2の再掲事業でございます。出前講座を含めて553回講習会を実施いたしましたが、放射性物質に関する基準値や検査体制及び検査結果などについて、正しい知識を習得していただけるよう、食品衛生の知識と併せて、講習を実施いたしました。

次に、No.9 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催につきましても、基本施策2の再掲事業でございますが、県内4地域で開催し、同様に放射性物質の基準値、検査体制及び検査結果等に関する知識や情報提供を実施したほか、参加された方々から御意見をいただくなど、相互理解に努めたところでございます。

(**いわき市（代理：保健所生活衛生課食品衛生係長）**) No.10 食の安全に関するフォーラム等の開催でございます。昨年9月5日に「食の安全フォーラムinいわき」を開催しまして、「食品と放射性物質」をテーマとした基調講演と、消費者、生産者及び行政（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、いわき市）による意見交換を行い、食の安全・安心に対する不安の解消や情報の共有化を図りました。1回のみの実施でありましたが、175名の参加となりました。

(**食品生活衛生課長**) 次に、No.11 「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」につきましても、基本施策2の再掲事業でございますが、先ほど説明しましたとおり、昨年、1

1月12日に開催して、意見交換を実施したものでございます。

最後に、「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」に関する各事業について、それぞれ説明させていただきます。

まず、No.1加工食品の放射性物質測定に関する調査につきましては、食品中の放射性物質の検査方法に関して、水戻しを要する食品のうち、国から検査方法が示されていない食品について、検査方法の研究を行ったもので、昨年度は、凍み豆腐、凍みもち及び打ち豆の調査研究を行いました。

(農業振興課長) No.2放射性物質除去・低減技術開発事業につきましては、農地の反転耕や果樹の粗皮削りなどの除染技術を開発するとともに、県内農地の放射性物質濃度のマップを作成し、土壤汚染状況の経年変化を把握するものでございます。平成24年度については、樹園地における簡易な表土除去方法の技術や水稲における放射性セシウムの吸収抑制技術の開発に取り組んでまいりました。活動実績でございますが、放射性物質濃度の高い米が発生する要因の解析をしまして、除染及び技術対策指針の第2版を、平成25年3月に作成し公表したところであります。その後は、市町村、農業関係団体等と共通認識のもとに農業者に対して周知を図っているところであります。

(事務局：食品生活衛生課長) 以上が、基本施策3の全事業の実施状況でございます。

なお、平成24年度の実施状況につきましては、特に放射性物質対策など、県民の関心の高い事業でございますので、別途、わかりやすく要約したものを作成して、ホームページ上で公開するなど、県民の皆様へ情報提供したいと考えております。

平成24年度の実施状況につきまして、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(議長) 基本施策3の実施状況について説明がありましたが、何か御意見、御質問等ございますか。

(保健福祉部長) P20の自家消費野菜、家庭菜園等の持ち込み検査について、超過件数がかかなり多いということですが、これはどのように評価したらよいのか。基準値ではなく、スクリーニングレベル(基準値の1/2)を超えた件数のためなのか、それとも、市場流通品はきちんと管理されているが、個々の家庭菜園においては放射性物質濃度の高い食品がまだまだ出てきてしまうのか、ご判断をお尋ねしたい。

(議長) 消費生活課、お願いします。

(事務局：消費生活課長) 先ほど、スクリーニングレベルで11%を超える件数が出ているとお話いたしました。その中身を申し上げますと、一番多いのが山菜や野生き

のこ類で、超過件数の割合が高くなっています。その状況をみると、県民の皆様は、これまで山菜やきのこを採取することを楽しみに生活してきたと思われませんが、その生活の中で、確認をして食べることが大切だということから持ち込まれるのだろうと思われます。したがって、山菜やきのこ類が数値の高い原因ではないかと思っております。なお、家庭菜園で栽培されたものが高い数値を示しているということはありません。

(議長) よろしいですか。その他ございますか。

(商工労働部長) 個別のことではありませんが、ただ今、話のありました自家消費野菜等の超えた件数が22,498件で、これは、50ベクレル/kg、基準値の2分の1を超えた件数ということですが、表現の仕方として、「超えた件数」が何件という表現になっています。一方で、21ページの学校給食放射性物質モニタリング事業では、「放射性物質検出件数」となっています。これは、1キログラム当たり最大値2.5ベクレル/kgということですが、実施状況をご覧になる方は件数しか見ないと思われます。検出した件数が何件、超過した件数が何件という数値だけが殊更アナウンスされますと、福島県では相変わらず何万件が超過しているなどになってしまうのではないかと思われます。したがって、記載の仕方について、もう少し工夫が必要ではないかと思ひます。基準値は、当然100ベクレル/kgや10ベクレル/kg等とあるわけですので、そこの表現の仕方があってしかるべきと思われます。

(議長) 事務局、いかがですか。

(事務局：食品生活衛生課長) それぞれの事業につきまして、事業目的等がございます。例えば、ただ今の消費生活課の事業については、生活の中で測定したいというものを持ち込んで検査するという事業目的であり、学校給食に関しましては、わずかな検出でも気にされるということがありまして、わずかな検出でも確認するという趣旨があると思われます。ただし、おっしゃるとおり、表現の仕方によっては数字が一人歩きしかねない部分がございますので、表現の仕方については十分検討してまいりたいと考えております。

(議長) 消費生活課では、50ベクレル/kgを超過したものと100ベクレル/kgを超過したものの区分けはしているのですか。

(事務局：消費生活課長) 簡易分析装置(NaIシンチレーションスペクトロメータ)のため、スクリーニングレベルで整理をしておりますので、100ベクレル/kg超過については整理しておりません。

(議長) よろしいですか。

(商工労働部長) 表現の工夫はやはり必要であると思われます。

(議長) それぞれの事業によって目的が色々あるでしょうから、正確な情報を正確に発信していただくようにお願いします。その他ございますか。

(直轄理事兼安全管理監) 情報の共有という面で、先ほど事務局から、今日の資料について、県民の皆様にはわかりやすいように別途作成してホームページで掲示しますということでしたが、今日の段階でホームページに別途掲示できるのか。今日の会議がマスコミに報道される場合、わかりやすいデータは後から出るということではタイミングを失すると思われるので、できればタイミングを合わせてわかりやすい情報を出していただくと県民の皆様には伝わりやすいのではないかと考えております。

(議長) 事務局。

(事務局：食品生活衛生課長) おっしゃるとおりでございますが、わかりやすく作成するための加工の段階で工夫が必要でありまして、大変恐縮ではございますが、現在、検討途中でございます。できるだけ早く公表していきたいとは考えておりますが、先ほどご指摘がありましたように、数字を一人歩きさせないという部分も含め、かつ、これだけのことを実施しているということをわかりやすく県民の皆様には届けるための工夫には時間がかかるという状況でございます。

(議長) 先日の情報発信戦略会議でも、「伝える」から「伝わる」という形に情報発信を変えていこうという話をしておりますので、直轄部門とよく話をして、なるべく速やかに県民の皆様にはわかりやすいPRをしていただくようにお願いします。

(議長) その他ございますでしょうか。特になければ、平成24年度事業の実施状況については以上のとおりとさせていただきます。

(2) 平成25年度事業計画について

(議長) 次に、「(2) 平成25年度事業計画について」事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課長) 次に、資料3をご覧ください。「(2) 平成25年度事業計画について」、事務局から説明いたします。

平成25年度事業計画につきましては、新たな事業が1件、成果目標の追加が1件、その他注釈の修正が1件ございます。その他の事業につきましては、平成24年度事業を継続して実施いたします。

まず、「(1) 新たな事業について」でございますが、基本施策2の「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」の項目に、いわき市の事業として「～食のこども探検隊～（一日食品衛生監視員体験）の開催」が追加となります。本文においては、5ページと24ページに追加記載しております。

この事業は、小学校高学年の児童に一日食品衛生監視員として体験をしてもらうことにより、食品衛生に関する知識や関心を高めてもらうことを目的として実施するもので、同時に「衛生的な手洗い」を身につけることにより、家庭内での食品衛生の向上にも繋げる事業でございます。

次に、「(2) 成果目標の追加について」でございますが、本文では26ページに追加記載しております。基本施策2の「(4) 食育の推進」の項目に、健康増進課の事業に関連して、福島県の食育活動に協力してくれる企業等である「福島県食育応援企業団の登録数」を成果目標とし、平成25年度から実施して、平成26年度までの成果目標を登録数4社とするものであります。

次に、(3)「TSEスクリーニング検査」の注釈の一部修正について、19ページをご覧ください。いわゆるBSEスクリーニングに関して説明しているコラムにつきまして、後ほど議題3で説明いたしますが、昨年から今年にかけて、検査対象月齢や全頭検査について見直しの動きがありましたので、追加記載したものでございます。

以上の内容を加えまして、平成25年度のプログラムとして事業を展開していくこととしております。平成25年度事業計画は以上でございます。

(議長) ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はありませんか。

(意見等なし)

(議長) 特にないようですので、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」については、事務局案のとおりといたします。プログラムの期間は平成26年度までとなっておりますので、引き続き、各事業の着実な実施をお願いします。

議題3「最近の食の安全・安心に関する事例」について

(議長) 次に、議題3に移ります。「最近の食の安全・安心に関する事例について」事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課長) 資料4をご覧ください。議題3の「最近の『食の安全・安心』に関する事例について」、でございますが、今回は【BSE検査について】説明させていただきます。

「1 これまでの経緯」ですが、平成13年、千葉県において国内初のBSE感染牛が確認されました。そのため、同年のうちに、肉骨粉飼料の完全禁止が行われ、

と畜される牛の全頭検査と、と畜場における頭部、せき髄及びせき柱の特定部位の除去、焼却が義務づけられました。

これらBSE対策の評価・検証は随時行われ、平成17年には対策の有効性と20か月齢以下の感染牛が確認されていないことを理由に、と畜される牛のBSE検査の対象年齢が見直され、全頭から20か月齢超へ変更されました。これにより、国から補助されていた検査費用についても、3年の経過期間を経て、20か月齢以下の分は廃止されたところですが、全国の自治体では、消費者の不安解消を理由に自らの負担で自主検査するようになっております。

さらに平成23年、BSE対策の再評価が食品安全委員会に諮問され、その答申を受けて平成25年4月にBSE検査対象が30か月齢超に変更されました。

それでは、実際、国内のBSE発生はどうかということですが、「2 BSE発生状況」の表のとおりでございます。対策が取られるようになった平成13年以降、数頭ずつ発生しておりますが平成19年から減少し、平成20年の1頭を最後に平成21年度以降は発生していません。裏面にグラフがございますが、平成13年以降発見されたBSE感染牛は、その年齢を考慮すれば、いずれも平成13年度以前に生まれた牛であり、BSE対策が取られるようになってから生まれた牛からはBSE検査陽性牛は見つかっておりません。食品安全委員会の答申もこれらの事実を評価したものでございます。

さらに「3 BSE検査対象月齢の引き上げ等について」に記しましたが、食品安全委員会はBSE検査対象月齢を48か月齢超とする評価書を取りまとめ、それに基づく形で、厚生労働省は、7月1日に検査対象月齢を評価書のとおり引き上げ、国産牛の検査費用補助を見直す方針を示すとともに、各自治体に対して自主的に実施している全頭検査の一斉見直しを要請しております。食品安全委員会が行ったBSE検査対象月齢の引き上げに関する食品健康影響評価の概要については、囲み記載のとおりであり、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程の改善により、これまで11年にわたり出生した牛にBSEの発生が確認されていないこと等をもとに、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないとしております。また、国際獣疫事務局(OIE)は平成25年5月28日、日本を「無視できるBSEリスク」の国と認定することを決定しました。

県内では牛を処理できると畜場は、郡山市所管の福島県食肉流通センター1ヶ所のみでございまして、全頭検査が行われておりましたが、郡山市の意向としては、関係自治体の一斉廃止を条件に見直す方針と聞いております。

(議長) ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はありませんか。郡山市から何か補足等はございますか。

(郡山市保健福祉部長(代理: 参与(兼)保健所次長)) 特にありません。

(議長) 特にないようですので、今後も、関係部局、中核市である郡山市、いわき市が連

携しながら、食の安全・安心の確保に向けて取り組まれるようお願いいたします。

議題4「その他」

(議長) 最後に、全体を通して御意見等があればお願いします。

(保健福祉部長) 情報発信、リスクコミュニケーションについては、各部局とも、わかりやすい情報発信に努めていることと思います。ただし、全国や県民の方々に対して、ホームページに掲載するだけでは十分に情報が行き届いていないのではないかと感じておりまして、どのように情報発信すれば良いのか難しいところでございます。東京の知人等の話では、福島県から避難されている方が、東京の方に対して「福島県産は食べてはだめ」と言っているなどの話も耳にします。基本的な情報を積極的に入手しない方々が、福島県産というだけで敬遠してしまうというような実態をどのようにしたら解消していけるのか考えなければならぬ。各部局とも個別には物産展等々取り組んでいるが、あくまでも点に過ぎず、また、県外での周知がどうしても手薄となることが大きな問題であります。今般、情報発信戦略アドバイザーをお願いしたところでもあるので、民間の目線からどのように情報発信したら良いのか、各部局において良い知恵を出していただきたいと思っております。

(議長) 今の御意見について、何かございますか。

(農林水産部長) これまで、知事をトップとした県外向けの福島県産農産物のPRにおいては、生産・流通・消費の各段階できめ細かな検査をしているので大丈夫と話しており、今年は、風評対策のPR事業を大々的に予算を組んで実施する予定ですが、先日の有識者会議において、「首都圏を中心にほとんどの方はあまり気にせず、流通しているものは大丈夫だろう。ただし、一部には福島県と聞いただけで結構ですという方がいるが、そこはあきらめるしかないのではないか。」という意見がありました。また、先日の政調会において、県議会議員の先生から、福島県から県外に避難している方々に行って意見を伺った際に、「地元のものを食べないようにしないと我々は福島には帰らない」という方がいらっしゃったという話をお聞きしました。そのような方々に対しては、これだけ検査していますと話してもなかなか御理解いただけないので、別の対応の仕方が必要だと思われまます。また、先ほど、学校給食ではわずかな検出でも気にされる方がおり、学校が地元のものを使えないという状況もあります。そのような場合、そういう方々が信頼を置いている第三者や国際機関、あるいは知り合いの方から草の根レベルで教えを請うなど、理屈ではなく別の面に訴えるような広報の仕方などが必要であるとの意見もいただきました。今年、風評対策の予算の中では一部県内向けの新聞広報なども実施しますので、そのような形のアプローチの仕方なども考えていきたいと思っております。

食品の放射性物質の基準は、日本では100ベクレル/kgですが、国際的に見

ても、米国では1, 200ベクレル/kg、コーデックス委員会では1, 000ベクレル/kgとなっています。食品の基準だけではなく、空間線量に関しても、ニュートラルはどこなのか、正しい知識を持って行動してもらうことが必要です。国においては、リスクコミュニケーター（放射性物質に関して説明できる人材）を2, 000人養成して、車座形式でPR活動を実施するということがありますので、一部の方々には説明しても御理解いただけないというのではなく、そのような方々も含めて正しい知識を少しずつ理解してもらえようような方法に取り組んでいくことが課題だと思っています。様々な有識者の御意見も聞きながら、そこに力を入れていきたいと思っているところでございます。

（議長）その他ございますか。

（いわき市保健福祉部長（代理：保健所長））講演会形式のリスクコミュニケーションの限界性を徐々に感じております。多くの人を一同に集めて、様々な意見交換をすることにより色々な不安が解消されるというのは、ある程度までは可能だと思いますが、今後は、もう少しきめ細かな対応が必要だと思われまます。例えば、出前講座的なものがその一つではないかといわき市では考えています。市町村だから可能であるという面もあるかもしれませんが、例えば、様々な地区の、様々なグループに呼ばれた際、放射性物質に関連した色々な話ができれば裾野が広がると思っています。それから、多くの人に放射性物質の値を示して知っていただくのであれば、可能かどうかわかりませんが、例えば、地デジのデータ放送なども可能性としてはあるのではないかと思います。インターネットを見ない人でもテレビはご覧になると思われまます。また、地デジのデータ放送も結構見られるのではないかと思いますので、そういう方法もあると感じたところです。

（議長）その他ございますか。

（直轄理事兼安全管理監）広報部門を所管しておりますので、私から一言申し上げます。各部局から報告のありました実施状況と事業計画については、よくまとまっていて、一生懸命取り組んでいるという姿も見られますので、先ほど、保健福祉部長や農林水産部長が話しましたとおり、広く県民だけではなくて国民の方に伝わればと思っています。今回、私どもがお願いしました情報発信戦略アドバイザーの方のお話を御紹介します。福島県との関わり合いをきっかけとして持っていただくことによって、福島県産と県産以外のものを見たときに、県産以外のものを選ぶところを福島県産のものを選びたくなる。今まで、一生懸命やっています、見せています、伝えていきますとしてきたものが、これからは、向こうの人から関係を持って自発的に福島県に対して応援したい、あるいは福島県との関わりを持ちたいということの気運を育てることにつながり、ますます福島に興味を持って、ホームページを見たりするなど色々なことができるようになる。そのきっかけ作りを広報の面でうまく実施

できないかどうか、現在、アドバイザーの方と研究をさせていただいているところですので、それをうまく使って、「伝わる」「見える」というキーワードにしてやっていきたいと思っております。

(議長) その他ございますか。

(議長) 情報発信、これは非常に難しい問題です。県の場合、情報発信する部署がたくさんございますので、各部署において努力と工夫をしていただくことと、それから、県一本としてまとまった効果的な情報発信を工夫する、これ二つが相まって、色々な安全・安心が広まっていくんだらうと思います。試行錯誤しながらやっていくしかないと思っておりますので、協力と連携を図りながら情報発信については引き続き努力をしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長) その他ございますか。事務局は何かありますか。

(事務局：食品生活衛生課長) 特にありません。

(議長) それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

【閉 会】

(司会) 以上をもちまして、平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

(別紙名簿)

平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議 議長及び委員

【議長】

職名	氏名	備考
副知事	村田 文雄	

【委員】

職名	氏名	備考
直轄理事兼安全管理監	伊東 正晃	
生活環境部長	長谷川 哲也	
保健福祉部長	菅野 裕之	
商工労働部長	星 春男	
農林水産部長	畠 利行	
教育委員会教育長	(杉 昭重)	欠席
郡山市保健福祉部長	(佐久間 卓見)	代理：江口 宏喜(参与兼保健所次長)
いわき市保健福祉部長	(赤津 隆彦)	代理：新家 利一(保健所長)